

平成21年1月期 中間決算短信（非連結）

平成20年10月8日

上場会社名 ベンチャー・リヴァイタライズ 上場取引所 大証ベンチャーファンド市場
証券投資法人

コード番号 8721 URL <http://www.v-revitalize.co.jp/>

代表者 (役職名) 執行役員 (氏名) 木暮 康明

問合せ先責任者 (役職名) 執行役員 (氏名) 木暮 康明

TEL (03)6229-0180

半期報告書提出予定日 平成20年10月10日

(百万円未満切捨て)

1. 21年1月中間期の業績 (平成20年2月1日～平成20年7月31日)

(1) 経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年1月中間期	△299	(-)	△358	(-)	△342	(-)	△343	(-)
20年1月中間期	△678	(-)	△768	(-)	△768	(-)	△769	(-)
20年1月期	△1,478	-	△1,638	-	△1,638	-	△1,639	-

	1口当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後1口当たり 中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
21年1月中間期	△738	△738
20年1月中間期	△1,653	△1,653
20年1月期	△3,525	△3,525

(参考) 持分法投資損益 21年1月中間期 一百万円 20年1月中間期 一百万円 20年1月期 一百万円

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1口当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21年1月中間期	2,288	2,250	98.3	4,838
20年1月中間期	3,665	3,463	94.5	7,448
20年1月期	2,638	2,593	98.3	5,576

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
21年1月中間期	1	-	△1	739
20年1月中間期	△327	-	△0	927
20年1月期	△515	-	△0	739

2. 収益分配の状況

・現金による分配

	1口当たり収益分配金(円)	
	期末	年間
20年1月期	円 -	0円00銭
21年1月期(予想)	未定	未定

3. その他

- (1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

① 会計基準等の改正に伴う変更

有・無

② ①以外の変更

有・無

(注)詳細は、17ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記」をご覧ください。

- (2) 発行済投資口数

① 期末発行済投資口数(自己株式を含む) 21年1月中間期 465,050口 20年1月中間期 465,050口
20年1月期 465,050口

② 期末自己株式数 21年1月中間期 一口 20年1月中間期 一口
20年1月期 一口

(注)1口当たり中間（当期）純利益の算定の基礎となる投資口数については、22ページ「1口当たり情報に関する注記」をご覧ください。

1 【投資法人の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】 (注1、2)

回次		第5期中間 計算期間末	第6期中間 計算期間末	第7期中間 計算期間末	第5期	第6期
決算年月		平成18年7月	平成19年7月	平成20年7月	平成19年1月	平成20年1月
営業収益	百万円	72	△678	△299	△165	△1,478
経常損失金額	百万円	26	768	342	337	1,638
中間純損失金額	百万円	27	769	343	—	—
当期純損失金額	百万円	—	—	—	338	1,639
出資総額	百万円	4,571	4,571	4,571	4,571	4,571
発行済投資口総数	口	465,050	465,050	465,050	465,050	465,050
純資産額	百万円	4,544	3,463	2,250	4,232	2,593
総資産額	百万円	4,739	3,665	2,288	4,284	2,638
1口当たり純資産額	円	9,771	7,448	4,838	9,101	5,576
1口当たり中間純損失金額 (注3)	円	58	1,653	738	—	—
1口当たり当期純損失金額 (注3)	円	—	—	—	727	3,525
自己資本比率 (注4)	%	95.9	94.5	98.3	98.8	98.3
自己資本利益率 (注5)	%	△0.6	△19.4	△13.6	△7.5	△46.2

(注1) 記載した数値は、特に記載のない限りいずれも記載未満の桁数を切り捨てにより表示しております。

(注2) 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(注3) 1口当たり当期(中間)純損失金額は、当期(中間)純損失金額を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。なお、期中に新投資口の追加発行を行った場合は、当該新投資口に対する金銭の分配の起算日に追加発行があったものとして加重平均投資口数を算出しております。

(注4) 自己資本比率＝純資産額／総資産額

(注5) 自己資本利益率＝当期(中間)損失金額／期中平均純資産額

(2) 【投資法人の出資総額】

① 平成20年8月末日現在	投資法人の出資総額	4,571,068,730円
	投資法人の発行することができる投資口の総口数	1,000,000口
	発行済投資口総数	465,050口

② 最近5年間における出資総額および発行済投資口総数の増減

年月	出資総額 (千円)		発行済投資口総数 (口)		摘要
	増加額	残高	増加口数	残高	
平成16年2月 (追加発行)	1,064,588	3,564,588	108,080	358,080	公募増資 (注1)
平成17年1月 (追加発行)	1,006,480	4,571,068	106,970	465,050	公募増資 (注2)

(注1) 1口当たり発行価格9,850円にて投資口の追加発行 (108,080口) を行いました。

(注2) 1口当たり発行価格9,409円にて投資口の追加発行 (106,970口) を行いました。

(3) 【主要な投資主の状況】

名称	住所	所有投資口数 (口)	比率 (%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	127,000	27.3
財団法人大阪産業振興機構	大阪府中央区本町橋2番5号	100,000	21.5
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜二丁目4番6号	21,060	4.5
大和信用金庫	奈良県桜井市桜井281番11号	10,000	2.2
ウツミ屋証券株式会社	広島市中区立町1番20号	10,000	2.2
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	10,000	2.2

(注1) 平成20年1月31日現在における所有投資口数の上位5位までを掲載しております。

(注2) 上記中の比率欄は、総投資口数に対する所有投資口数の比率で、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【役員の状況】

(本書提出日現在)

氏名	役職名	主要略歴	所有投資口数
木暮 康明	執行役員	平成14年5月 エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社(現SBIアセットマネジメント株式会社)運用本部長兼運用部長 平成15年9月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人執行役員(現任) 平成17年7月 SBIアセットマネジメント株式会社取締役運用本部長兼運用部長兼運用企画部長(現任)	1,040口
小西 輝子	監督役員	昭和46年4月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和52年7月 婦人総合法律事務所(現お茶の水共同法律事務所)共同経営 昭和61年10月 小西輝子法律事務所開設(現任) 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人監督役員(現任)	0口
高橋 邦明	監督役員	昭和63年4月 気象庁入庁(運輸技官) 平成12年4月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成14年2月 物理法律特許事務所開設 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人監督役員(現任) 平成15年6月 ホープ法律事務所共同経営(現任)	0口

(注) 木暮康明は、資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の取締役運用本部長と本投資法人の執行役員を兼務しており、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)による改正前の投信法第13条に基づき平成15年9月26日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

(5) 【その他】

① 役員の変更

- a. 執行役員および監督役員の任期は、就任後2年とします。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前前者又は在任者の残存期間と同一とします(規約第28条(3))。
- b. 執行役員および監督役員は、投資主総会の決議をもって選任します(投信法第96条、規約第28条(2))。
- c. 執行役員および監督役員は投資主総会の特別決議で解任することができます。執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口数を有する投資主(6ヵ月前より引き続き当該投資口を有するものに限り、)は、30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます(投信法第104条、会社法第854条第1項2号)。

② 規約の変更

投資法人規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上に当たる多数により可決される必要があります。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です(投信法第90条の2第2項)。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第27条第6項)。

また、当計算期間における規約変更については、該当事項はありません。

- ③ 事業譲渡又は事業譲受
該当事項はありません。
- ④ 出資の状況その他重要事項
出資の状況およびその他の重要事項については、前記「1. 投資法人の概況／(2) 投資法人の出資総額」
をご参照下さい。
- ⑤ 訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を与えることが予想される事実
該当事項はありません。

2【投資法人の運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年8月末日現在)

資産の種類	地域別	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式 (公開株)	日本	493,155,200	21.7%
株式 (未公開株)		705,734,224	31.0%
投資事業有限責任組合出資持分	日本	648,402,495	28.5%
現金およびその他の資産	日本	427,845,567	18.8%
合計 (資産総額)		2,275,137,486	100.0%

(注) 投資事業有限責任組合出資持分は、当該組合の事業年度の中間計算期間に係る中間財務諸表に基づき、本投資法人の持分相当額を計上しております。

(平成20年8月末日現在)

	金額 (円)	資産総額に対する比率 (%)
資産総額	2,275,137,486	100.0%
負債総額	15,171,254	0.7%
純資産総額	2,259,966,232	99.3%

(2) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

期間	総資産額 (円)	純資産総額 (円)	1口当たり純資産額 (円)	市場価格(円) (大阪証券取引所)
第6期計算期末 (平成20年1月31日)	2,638,722,007	2,593,299,916	5,576	4,200
第7期中間計算期末 (平成20年7月31日)	2,390,659,060	2,352,340,534	5,522	2,000
平成19年9月末日	3,208,656,808	3,191,648,029	6,863	4,180
平成19年10月末日	3,372,759,674	3,300,788,695	7,098	4,150
平成19年11月末日	3,295,578,874	3,256,470,227	7,002	4,220
平成19年12月末日	3,246,165,761	3,212,833,302	6,909	4,290
平成20年1月末日	2,638,722,007	2,593,299,916	5,576	4,200
平成20年2月末日	2,655,652,548	2,568,148,361	5,522	4,250
平成20年3月末日	2,527,822,942	2,518,193,791	5,415	2,850
平成20年4月末日	2,521,912,742	2,506,428,265	5,390	2,700
平成20年5月末日	2,578,444,408	2,560,477,390	5,506	2,620
平成20年6月末日	2,571,387,324	2,549,103,459	5,481	2,180
平成20年7月末日	2,390,659,060	2,352,340,534	5,058	2,000
平成20年8月末日	2,275,137,486	2,259,966,232	4,859	1,800

(注) 投資事業有限責任組合出資持分は、原則として、当該組合の事業年度の財務諸表および事業年度の間接計算期間に係る中間財務諸表に基づき、本投資法人の持分相当額を計上しております。

② 【分配の推移】

本書提出日現在、直近1計算期間に支払われた分配金は次の通りです。

計算期間	分配総額	1口当たりの分配金	1口当たりの利益超過 分配金
第6期 自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日	—	—	—

③ 【自己資本利益率(収益率)の推移】

	自己資本利益率
第6期(平成19年2月1日～平成20年1月31日)	△46.2%
第7期中間計算期間(平成20年2月1日～平成20年7月31日)	△13.6%

(注) 自己資本利益率=当期(中間)純利益/期中平均純資産額

3【資産運用会社の概況】

(1)【資本金の額】

(平成20年8月末日現在)

名称	資本金の額
SBIアセットマネジメント株式会社	4億20万円

(2)【大株主の状況】

(平成20年8月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率 (%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	34,800株	100.0%

(注) 比率欄については、小数点以下第2位を四捨五入しています。

(3) 【役員の状況】

(平成20年8月末日現在)

氏名	役職名	主要経歴		所有株式数
松井 一幸	代表取締役社長	平成14年5月 平成14年9月 平成20年6月	エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 (現SBIアセットマネジメント株式会社) 代表 取締役副社長 同社代表取締役社長 (現任) SBIホールディングス株式会社取締役執行役員 (現任)	0株
木暮 康明	取締役運用本部長 兼運用部長 兼運用企画部長	平成14年5月 平成15年9月 平成17年7月	エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 (現SBIアセットマネジメント株式会社) 運用 本部長兼運用部長 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人執行 役員 (現任) SBIアセットマネジメント株式会社取締役運用 本部長兼運用部長兼運用企画部長 (現任)	0株
藤田 俊晴	取締役 (非常勤)	平成15年12月 平成18年3月	ソフトバンク・インベストメント株式会社取締役 執行役員 (現任) (現SBIインベストメント株 式会社) エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 (現SBIアセットマネジメント株式会社) 取締 役 (非常勤) (現任)	0株
平井 研司	監査役 (非常勤)	平成14年5月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年6月	エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 (現SBIアセットマネジメント株式会社) 監査 役 (非常勤) (現任) SBIホールディングス株式会社取締役執行役員 常務CFO 同社取締役執行役員専務CFO 同社取締役執行役員専務 (現任)	0株

(注) 木暮康明は、資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の取締役運用本部長と本投資法人の執行役員を兼務しており、証券取引法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第65号) による改正前の投信法第13条に基づき平成15年9月26日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

(4) 【事業の内容及び営業の状況】

資産運用会社は、投資運用業務 (投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務) 及び投資助言業務 (投資顧問契約に基づく助言業務) を行う金融商品取引業者です。

平成20年8月末日現在、資産運用会社が投資運用業務として運用を行っている投資信託 (親投資信託は除きます) は以下のとおりです。

なお、資産運用会社は、投資一任契約業務の認可を受け、投資助言業務のほか投資一任契約に基づく投資一任業務を行っております。

(平成20年8月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	14	48,301
単位型株式投資信託	3	2,456

4【投資法人の経理状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

本投資法人の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号）（以下「投資法人計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号及び平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前中間計算期間（平成19年2月1日から平成19年7月31日まで）については内閣府令第65号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、当中間計算期間（平成20年2月1日から平成20年7月31日まで）については内閣府令第65号改正後の中間財務諸表等規則及び内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資法人計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前中間計算期間（平成19年2月1日から平成19年7月31日まで）については改正前の投資法人計算規則に基づき作成しており、当中間計算期間（平成20年2月1日から平成20年7月31日まで）については改正後の投資法人計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てております。

2. 監査証明について

本投資法人は、前中間計算期間（平成19年2月1日から平成19年7月31日まで）の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けており、当中間計算期間（平成20年2月1日から平成20年7月31日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、本投資法人の監査人は次のとおり交代しております。

前中間計算期間	監査法人トーマツ
当中間計算期間	新日本有限責任監査法人

また、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

(1) 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間計算期間末 (平成19年7月31日現在)		当中間計算期間末 (平成20年7月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
資産の部					
I 流動資産					
預金		927,491		739,547	
有価証券		1,225,630		799,602	
その他		7,812		2,505	
貸倒引当金		—		△289,585	
流動資産合計		2,160,935	59.0	1,252,070	54.7
II 固定資産					
投資その他の資産					
投資有価証券		1,504,090		1,180,621	
投資損失引当金		—		△144,288	
計		1,504,090	41.0	1,036,332	45.3
固定資産合計		1,504,090	41.0	1,036,332	45.3
資産合計		3,665,026	100.0	2,288,402	100.0
負債の部					
I 流動負債					
営業未払金		36,588		25,635	
未払金		162,671		11,054	
未払分配金		1,338		618	
未払法人税等		475		475	
繰延税金負債		179		415	
その他		60		119	
流動負債合計		201,313	5.5	38,318	1.7
負債合計		201,313	5.5	38,318	1.7

区分	注記 番号	前中間計算期間末 (平成19年7月31日現在)		当中間計算期間末 (平成20年7月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
純資産の部	※1				
I 投資主資本					
1 出資総額	※2	4,571,068	124.7	4,571,068	199.7
2 剰余金					
中間未処理損失		1,107,355		2,320,984	
剰余金合計		△1,107,355	△30.2	△2,320,984	△101.4
投資主資本合計		3,463,713	94.5	2,250,084	98.3
純資産合計		3,463,713	94.5	2,250,084	98.3
負債・純資産合計		3,665,026	100.0	2,288,402	100.0

(2) 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日			当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
1. 営業収益							
受取配当金		2,633			8,405		
受取利息		635			368		
有価証券利息		1,145			106		
有価証券売買等損益		△683,066			△307,900		
その他		—	△678,651	100.0	0	△299,020	100.0
2. 営業費用							
執行役員および監督役員報酬		2,700			2,700		
資産運用報酬		21,952			14,293		
資産保管手数料		4,196			3,465		
一般事務委託手数料		10,439			7,876		
会計監査人報酬		5,752			6,265		
組合管理費		37,092			18,226		
組合経費		1,474			901		
その他		6,451	90,060	△13.3	5,893	59,622	△19.9
営業損失金額			768,711	113.3		358,643	119.9
3. 営業外収益							
組合管理費返戻益等		—			15,701		
その他		6	6	0.0	505	16,207	△5.4
経常損失金額			768,705	113.3		342,435	114.5
税引前中間純損失金額			768,705	113.3		342,435	114.5
法人税、住民税及び事業税		475			475		
法人税等調整額		△27	447	△0.0	305	780	△0.3
中間純損失金額			769,152	113.3		343,215	114.8
前期繰越損失			338,203	49.8		1,977,768	661.4
中間未処理損失			1,107,355	163.2		2,320,984	776.2

(3) 【中間投資主資本等変動計算書】

前中間計算期間（自平成19年2月1日 至平成19年7月31日）

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本合計	
		中間未処理損失	剰余金合計		
金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	
平成19年1月31日残高	4,571,068	338,203	△338,203	4,232,865	4,232,865
中間計算期間中の変動額					
中間純損失金額		769,152	△769,152	△769,152	△769,152
中間計算期間中の変動額合計		△769,152	△769,152	△769,152	△769,152
平成19年7月31日残高※1	4,571,068	1,107,355	△1,107,355	3,463,713	3,463,713

当中間計算期間（自平成20年2月1日 至平成20年7月31日）

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本合計	
		中間未処理損失	剰余金合計		
金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	
平成20年1月31日残高	4,571,068	1,977,768	△1,977,768	2,593,299	2,593,299
中間計算期間中の変動額					
中間純損失金額		343,215	△343,215	△343,215	△343,215
中間計算期間中の変動額合計		△343,215	△343,215	△343,215	△343,215
平成20年7月31日残高※1	4,571,068	2,320,984	△2,320,984	2,250,084	2,250,084

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純損失金額		768,705	342,435
受取利息及び受取配当金		△4,414	△8,879
貸倒引当金の増加額		—	52,489
投資損失引当金の増加額		—	144,288
有価証券の増加額 (△) 又は減少額		△334,949	102,044
未収入金の減少額		—	2,260
投資有価証券の減少額		626,447	39,632
営業未払金の減少額 (△)		△5,015	△5,572
未払金の増加額又は減少額 (△)		155,940	△736
その他		△687	4,573
小計		△331,384	△12,335
利息及び配当金の受取額		3,548	8,387
法人税等の還付額		564	4,674
営業活動によるキャッシュ・フロー		△327,271	726
II 財務活動によるキャッシュ・フロー			
分配金の支払額		△277	△625
財務活動によるキャッシュ・フロー		△277	△625
III 現金及び現金同等物の増加額又は減少額 (△)		△327,549	100
IV 現金及び現金同等物の期首残高		1,255,041	739,447
V 現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	927,491	739,547

(5) 【中間注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年2月1日至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日至 平成20年7月31日
該当事項はありません。	同 左

2. 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記

項目	前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券 中間計算期間末日の最終の市場価格等に基づく時価法を採用しております。その評価差額については、中間損益計算書の有価証券売買等損益に計上しております。 なお、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 売買目的有価証券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 引当金の計上基準	—	<p>貸倒引当金の計上基準 社債券の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上するとともに、貸借対照表上、「貸倒引当金」と表示しております。 これは、本投資法人が保有する社債券は投資事業有限責任組合を通じて投資をしている転換社債型新株予約権付社債ですが、発行会社は非上場であり、債権の貸借対照表価額に準じて会計処理したことによるものであります。 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資有価証券について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。</p>

項目	前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>上場株式については、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前においては、原則として、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>また、非上場株式については、入金時に全額計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>上場株式については、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>また、非上場株式については、入金時に全額計上しております。</p>
4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。</p>	同左
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 投資事業有限責任組合出資の会計処理方法</p> <p>投資事業有限責任組合の事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づき、その資産、負債、収益および費用の各項目につき、本投資法人の持分相当額をそれぞれ計上しております</p>	<p>(1) 投資事業有限責任組合出資の会計処理方法</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 消費税等の処理方法</p> <p>消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p> <p>ただし、投資事業有限責任組合については、主に税抜処理によっております。</p>	<p>(2) 消費税等の処理方法</p> <p>同左</p>
	<p>(3) 法人税、住民税及び事業税</p> <p>中間計算期間に係る法人税、住民税及び事業税は、当計算期間末において予定している金銭の分配額が租税特別措置法第67条の15第1項、租税特別措置法施行令第39条の32の3第4項および第5項に基づき損金算入できることを前提として、当中間計算期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(3) 法人税、住民税及び事業税</p> <p>同左</p>

項目	前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
6. 会計方針の変更	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>従来、上場株式の配当金については、原則として株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合は、当該金額を、確定していない場合は、予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」（「社団法人投資信託協会規則」）の改正に伴い、平成19年7月1日以降、新たに計上する配当金については、原則として配当落ち日において当該配当金額全額を計上することとなりました。</p> <p>なお、この変更に伴う影響額は軽微であります。</p>	—

(表示方法の変更)

前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
該当事項はありません。	同左

(追加情報)

前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
該当事項はありません。	継続企業の前提に関する注記については、前期と同様に継続的な営業損失が発生しているものの、当中間会計期間においては継続企業の前提の注記を行うほど重大な疑義がないと判断されるため、当該注記を行いません。

3. 中間貸借対照表に関する注記

前中間計算期間末 (平成19年7月31日現在)	当中間計算期間末 (平成20年7月31日現在)
※1 「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年6月4日法律第198号)第67条第4項に規定する最低純資産額 <p style="text-align: right;">50,000千円</p>	※1 「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年6月4日法律第198号)第67条第4項に規定する最低純資産額 <p style="text-align: right;">50,000千円</p>
※2 投資主資本の欠損 中間貸借対照表上の純資産総額が出資総額を下回っており、その差額は1,107,355千円であります。	※2 投資主資本の欠損 中間貸借対照表上の純資産総額が出資総額を下回っており、その差額は2,320,984千円であります。

4. 中間損益計算書に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
該当事項はありません。	同左

5. 中間投資主資本等変動計算書に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
※1 発行済投資口総口数 <p style="text-align: right;">465,050口</p>	※1 発行済投資口総口数 <p style="text-align: right;">465,050口</p>

6. 中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年2月1日 至 平成19年7月31日	当中間計算期間 自 平成20年2月1日 至 平成20年7月31日
※1 現金及び現金同等物の中間計算期間末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 預金 927,491千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u> — </u> 現金及び現金同等物 927,491千円	※1 現金及び現金同等物の中間計算期間末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 預金 739,547千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u> — </u> 現金及び現金同等物 739,547千円

7. リース取引により使用する固定資産に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日	当中間計算期間 自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日
該当事項はありません。	同左

8. 有価証券に関する注記

時価評価されていない有価証券

項目	前中間計算期間末 (平成19年 7月31日現在)	当中間計算期間末 (平成20年 7月31日現在)
種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券		
有価証券に属するもの		
非上場株式	—	—
非上場社債	—	324,554
非上場新株予約権証券	—	—
投資有価証券に属するもの		
非上場株式	1,179,536	1,036,332
非上場社債	324,554	—
非上場新株予約権証券	—	—
合計	1,504,090	1,360,886

(注1) 前中間計算期間末貸借対照表計上額のうち非上場株式530,787千円は、トランスサイエンス式ビー号投資事業有限責任組合、非上場株式64,161千円および非上場社債324,554千円は、関西事業創造プロトタイピング1号投資事業有限責任組合、非上場株式29,797千円は、TSバイオテクノロジー・リヴァイタライズ投資事業有限責任組合を通じた投資であります。

当中間計算期間末貸借対照表計上額のうち非上場株式215,652千円は、トランスサイエンス式ビー号投資事業有限責任組合、非上場株式82,782千円および非上場社債324,554千円は、関西事業創造プロトタイピング1号投資事業有限責任組合、非上場株式32,163千円は、TSバイオテクノロジー・リヴァイタライズ投資事業有限責任組合を通じた投資であります。

(注2) 投資損失引当金控除後の純額で記載しております。

9. デリバティブ取引等に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日	当中間計算期間 自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日
本投資法人はデリバティブ取引を一切行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

10. 持分法損益等に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月 31日	当中間計算期間 自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月 31日
本投資法人には、関連会社はありませんので、該当事項はありません。	同左

11. 1口当たり情報に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月 31日	当中間計算期間 自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月 31日
投資口につき、株式に準じて「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。	投資口につき、株式に準じて「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
1口当たり純資産額 7,448円 1口当たり中間純損失金額 1,653円	1口当たり純資産額 4,838円 1口当たり中間純損失金額 738円
なお、潜在投資口調整後1口当たり中間純損失金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。	なお、潜在投資口調整後1口当たり中間純損失金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。
(注) 1口当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	(注) 1口当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。
中間純損失金額 769,152千円 普通投資主に帰属しない金額 一千円 普通投資口に係る中間純損失金額 769,152千円 期中平均投資口数 465,050口	中間純損失金額 343,215千円 普通投資主に帰属しない金額 一千円 普通投資口に係る中間純損失金額 343,215千円 期中平均投資口数 465,050口

12. 重要な後発事象に関する注記

前中間計算期間 自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月 31日	当中間計算期間 自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月 31日
該当事項はありません。	同左

5【販売及び買戻しの実績】

	販売口数	買戻し口数
第6期（平成19年2月1日～平成20年1月31日）	一口	一口
第7期中間計算期間（平成20年2月1日～平成20年7月31日）	一口	一口

（注）本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。